

労働審判事件申立のために必要となる書類等

岡山地方裁判所第3民事部労働審判係

費用

1	申立手数料 収入印紙により納付します。	労働審判を求める事項の価額(労働審判手続の申立てをもって主張する利益)を基礎として、民事訴訟費用法所定の手数料の納付が必要です(民事調停の申立印紙と同じ)。※ 具体的な額は、事件の種別等により検討を要する場合があります。詳しくは労働審判係にお尋ねください。
2	郵送料 郵便切手により納付します。	※ 相手方が1名の場合、 3, 130円分の郵便切手 <内訳> 500円×3枚, 100円×10枚, 84円×5枚, 20円×5枚, 10円×10枚, 5円×2枚

提出書類

標目等	通数	提出に当たっての留意事項等
1 申立書 正本。裁判所用です。	1部	A4判用紙で横書きに記載してください。 申立人の記名・押印が必要です。 ※申立書には、通してページ番号を付してください。
2 申立書写し 相手方送付用と、労働審判委員会で使用するためのものです。	相手方の数+3部	申立書(正本)のコピーで可
3 証拠書類写し 裁判所用と、相手方用、労働審判委員会で使用するためのものです。	相手方の数+2部	証拠書類原本のコピーで可 ※証拠書類ごとに番号を付してください(例えば、申立人は「甲第〇号証」と表示します。) ※予想される争点に関する証拠書類は、できるだけ申立時にすべて提出してください。
※ 陳述書の写し		※ 陳述書の写しは、労働審判委員会各自で使用するため、上記の通数+3部を提出してください。
4 法人の資格証明書 全部事項証明書、商業登記簿謄本等	1部	当事者が法人の場合には必要ですから、法務局で申請して取得してください。当事者が 法人でない場合は不要です。
5 委任状	1部	弁護士に委任した場合には委任状の提出が必要です。
6 代理人許可申請書 申立手数料として500円を収入印紙により納付します。	1部	弁護士以外の者が代理人となるためには、裁判所の許可が必要です。 ※本申請書には、次の書面の添付が必要です。 ① 弁護士以外の者を代理人として許可することが必要かつ相当であることに関する理由書 ② 申立人本人と代理人になろうとする者との関係を証する文書
7 戸籍謄本	1部	当事者が 未成年 であったり、 相続が関係する 場合には、それらの事項を証するために必要です。

裁判所に申立書等を直接持参される場合は、来庁時に補正、訂正等で必要となることがありますので、申立書に押印した印鑑を持参してください。

上記は一般的な例を示したもので、事案により部数の追加等を別途お願いすることがあります。